

月刊

発行日

2014年3月15日 第339号

発行 枚方市立消費生活センター

〒573-0032 枚方市岡東町12番3-202号

ひらかたサンプラザ3号館2階 TEL&FAX072 (844) 2433

京阪電車枚方市駅東改札口を出て、右に徒歩1分

<相談受付> ☎ 072 (844) 2431

月曜日～金曜日 9:30～16:30

(土・日・祝日・年末年始休み)

# くらしの赤信号

大手スーパーが市内に出店すると信用させて・・・  
**倍の値段で買い取るから  
債券を代わりに買ってほしい**

「大手スーパーが枚方市内に新たに  
出店する予定です。その会社の債券を購  
入出来る人のリストに、あなたの名前  
が載っています。わが社の代わりにそ  
の債券を買ってもらえませんか？後か  
ら倍の値段で買い取ります」と電話が  
かかって来た。  
怪しいと思い断ったが、今日もまた  
電話があり、しき  
りに勧める。立て  
替えただけで儲か  
る、そんなうまい  
話があるのか？



## アドバイス

- 最近、大手企業の名前をかたって消費者を安心させ、債券の代理購入を持ちかけるという高齢者を狙った投資詐欺に関する相談がいくつも寄せられています。
- もうけ話を安易に信じない事が重要です。債券を代理で購入しただけで儲かるといった話は詐欺的な投資勧誘です。
- 未公開株や社債を販売できるのは、登録を受けた証券会社と、未公開株や社債の発行会社だけ。その他の者が行う勧誘は法律違反の可能性が大です。
- 電話での勧誘などには、すぐに応じないようにしましょう。契約をする前に、家族や消費生活センターなどの公的機関にご相談を！
- 高齢者の方の中には、悪質業者と疑わずに信用してしまい、だまされた事に気づかない事例が多く見受けられます。高齢者を狙う詐欺的な投資勧誘の被害を防ぐには、家族や地域の方が変化に気づき、相談機関につなぐことが大切です。



相談専用電話（在住・在職・在学）072・844・2431

祝日除く平日・朝9時30分～16時30分・無料

困ったら  
ご相談を！

\*「くらしの赤信号」は、くらしのリーダーをはじめ市民ボランティアの方々の協力で配布しています。

## 最近寄せられた 【相談事例】



◆◆◆相談急増中◆◆◆  
**無料をうたう排水管の洗浄**

### 【あなたのまわりのこんな事例】

下水道事業者の組合を名乗る業者から、「今ならサービスで、排水管の洗浄を無料です」と、電話があったので無料ならばと訪問に応じた。

洗浄後、業者は排水管や、桝から水漏れしていて家が壊れるかもしれないというので不安になり、業者の勧めのまま、二百万円もの工事をその場で契約してしまった。

### アドバイス

◎「無料」を提示しておきながら、排水管の洗浄をした後で不具合が見つかったなどと、その場で高額な契約を勧める業者もいます。◎「高い買物」ですので、業者が勧めてきてもその場では契約せずに、地元の事業者などの別の業者にも見てもらい、相見積もりを取ってから契約するかどうかを冷静に考えましょう。

◎その場で契約、即日工事を勧めようとする業者もいますが、電話勧誘販売・訪問販売の場合は、工事が終わっていても契約書を受け取った日から8日以内ならクーリング・オフが可能です。また、クーリング・オフ期間が過ぎていても、契約に疑問がある場合は消費生活センターにご相談ください。

◎水道局関係者を名乗る業者や、また「〇〇組合」といった公的機関を連想させるような業者もありますが、枚方市上下水道局では、業者への宅地内の排水設備の点検・清掃等の依頼やあっせんは一切行なっていませんので、十分にご注意ください。

◎「無料」という言葉には十分気をつけましょう。

### 困った時はご相談を！ 枚方市立 消費生活センター

相談専用電話  
(枚方在住・在職・在学)

072-844-2431

祝日除く平日  
9時30分～16時30分



ひらかた観光大使「くらわんこ」  
©枚方文化観光協会

### 案外知らない 暮らしの基礎知識 「クーリング・オフ」

訪問販売など特定の取引において、いったん契約した場合でも、契約書面を受取った日から一定期間は消費者に考え直す機会を与え、理由なしで契約を解除する事を認める制度です。クーリング・オフをすると、一切の負担をすることなく、無条件で解約できます。

#### ★クーリング・オフができる取引と期間★

- ・訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む）：8日間
- ・電話勧誘販売：8日間
- ・連鎖販売取引（マルチ商法）：20日間
- ・特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス）：8日間
- ・業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法）：20日間
- ・訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、貴金属などの商品の買い取りを行うもの）：8日間

詳しくは、消費生活センターまで。

#### 効果

支払ったお金は全額返金されます。商品の引き取り料金は業者負担で、損害賠償や違約金を払う必要もありません。

「これを買おう！」と決めて、自分から店に行って購入した場合（店頭販売）や、通信販売、乗用車の購入などには適用できません！